建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西田建設株式会社　西田　康蔵　福井県福井市二の宮３―41―４　国土交通大臣許可（特―21）第13942号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三晃工業株式会社　田村　正治　大阪府大阪市大正区鶴町２―15―26　国土交通大臣許可（般―22）第7804号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アールテック西日本　中井　　幸　大阪府堺市北区新堀町２―126―６　国土交通大臣許可（般―24）第24653号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　文化パネル工業株式会社　松田　卓也　大阪府吹田市南吹田５―16―８　国土交通大臣許可（般―21）第23205号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、板金工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　生駒産業株式会社　藤原　秀尚　大阪府大阪市西区江之子島１―５―12　国土交通大臣許可（般―24）第17481号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年８月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岡本ペンキ店　岡本　保男　福井県敦賀市中央区２―11―30　国土交通大臣許可（般―24）第13395号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年８月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アクアテックサラヤ株式会社　桑原　正人　大阪府大阪市中央区備後町４―２―３　国土交通大臣許可（特―22）第23592号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年８月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北村電気工業　小野　恵三　兵庫県神戸市中央区東川崎町４―１―１　国土交通大臣許可（般―23）第4716号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。